



Q

共働き家庭です。出産を機に夫婦で育児休業の取得を考えているのですが、育児休業中は勤め先からの給

A

育児休業中は、勤務先から給与が支給されないのが一般的ですね。雇用保険制度には、仕事と育児の両立を支援するため、いくつかの育児関係の給付制度があります。



## 仕事と育児の両立のための給付金制度

### ●育児休業給付金

休業前の給与の67% (手取り8割) が支給されます。

の育児のために時短勤務をされる方で、育児休業給付金の対象となる育児休業から引き続き14日

### ●出生後休業支援給付金

子どもが生まれた直後に夫婦がともに14日以上

以内に時短勤務を始めたこと▽時短勤務を始める前の2年間に雇用保険の

### ●育児休業(産後・パパ育児)

を取得し、育児休業給付金または出生時育児休業給付金の支給を受ける方

上ある方を対象に時短勤務中の給与の10%が支給されます。共働きのご

### ●育児短就業給付金

2歳に満たない子ども

くは最寄りのハローワークにご確認ください。

### ●育児時短就業給付金

いずれも支給上限額や支給要件、申請期限等が定められています。詳しくは最寄りのハローワークにご確認ください。

### ●育児休業給付金や出生時育児休業給付金と合わせる

と手取りで休業前の給与のほぼ10割になります。

いずれも支給上限額や支給要件、申請期限等が定められています。詳しくは最寄りのハローワークにご確認ください。

鳥取労働局職業安定課

電話 0857 (29) 1707